

## 平成26年度和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会（第1回）

- 1 開催日時 平成26年7月7日（月）13：30～
- 2 開催場所 和歌山県庁 第一会議室
- 3 出席者 川口委員、北出委員、山崎委員、太田委員、笹尾委員、桑原委員、松本(千)委員、橋爪委員、辻田委員、野嶋委員、湯上委員、平田委員
- 4 議 事 (1) 和歌山県地域福祉推進計画（素案）の審議について  
(2) 和歌山県地域福祉推進計画改定スケジュール案について  
(概要は、以下のとおり。)

会 長 何かみなさんからご意見ご質問等ありませんか。

委 員 災害時の避難支援プランの個別計画についてですが、田辺市でも一応、作成していますが、災害時に誰がその方を助けるのかという名前の記入まではできていない状況で、なかなか難しいと感じています。

素案の地域福祉計画を策定した市町村数が18、策定率が60%ということについては、せっかく県でこのような計画を策定しても、まだこのような状況であることが、一番問題なところだと改めて思いました。

委 員 前回、発言した意見を取り入れていただけてうれしいと思いました。  
介護保険制度の見直し等で地域の力が強調されすぎ、介護給付を抑えるがために、国からは、地域の力を期待しすぎているというように感じられ、疑問に思うこともあります。

委 員 前回のみなさんの意見が反映されていると思います。法に則って、生活困窮者、防災、子ども・子育ての観点から、今回、改定されたということがわかりました。

生活困窮者につきましては、和歌山市の場合は、庁舎内にハローワークがあり、生活支援課で相談を受けてハローワークへ引き継ぐというシステムができあがっています。

委 員 老人クラブの関係では、過疎地の老人クラブの運営が大変です。解散していくんですね。過疎地では、老人クラブもないし、区長さん一人がいろいろ担っている状況です。素案には、民生委員や老人クラブ等、さまざまな地域福祉の担い手について書かれていますが、過疎地の場合は、どうなるのかなと思います。

委 員 ガイドラインができて、実際、これをどのようにして実践していくのかなと思います。

来年度の介護保健制度の見直しでは、ヘルパーやデイサービスが全部市町村が行うこととなりますが、まだ、市町村での体制もできていない中で、これまで利用してきたサービスにどこまで取り組んでもらえるのか不安を感じます。

委員

前回の子育てに関する意見が反映されていると思います。もう少し言いますと、NPO 活動をするに当たって、「高齢者」と「育児」で大きく違うと感じることは、「育児」に関しては、NPO の運営が成り立つような仕組みにはなっていないことです。県や市町村からの委託を受けるという形がなければ、事務所を置いて、人を配置して育児支援をしていくということは、費用面で不可能です。「高齢者」の場合は、介護保険法によっていろいろな事業者が活動できていますが、「育児」の方は、もっと地域で連携していかなければならず、行政だけでも専門職だけでも担えない隙間があると思います。その隙間を担う NPO を支援していく方法を入れていただけたらと思います。

予防というところでは、隙間なく予防していくことが大事だと思います。実際、子育て中のお母さんたちの力はすごいと思いますし、育児者同士での助け合いは、NPO を通じてではできないことだと思います。一方で、こういうことに対する国の予算はどんどん削られていっており、利用者がその費用を負担するのは不可能です。支援センターを NPO に任せていくなど、大きく方向を変えていくことが必要だと思います。特に南の地域では、援助が少なく活動が困難です。人口だけではなく、地域性を考えた支援や対策を考えてもらえたらと思います。

委員

素案については、前回のみなさんの意見を網羅されていると思います。問題は、これをどういう風に実践していくかだと思います。本当は、自分たちの問題として意識しながら自発的な行動ができていけばいいですが、やはり最初は行政が中心にならざるを得ないと思います。社会福祉協議会や NPO がどういう風に連携しながら対応していくのか、モデル的な事業を示せたらいいのではないかと思います。地域福祉事業は、イメージしにくく、実際取り組んでも盛り上がりにくいようなことが多いため、行政が開拓していかななくてはいけないかなと思います。

委員

障害のある方が不安に思っているのは、福祉制度が高齢者と障害者で違うということです。65 歳を過ぎたら急に制度が変わり、今まで相談していた方に相談できなくなったり、これまでのサービスが使えなくなり、どこへ相談すればいいかわからない、という声をよく聞きます。また、地域で活動したいのに、どうすればいいかわからないという方が増えてきていると思います。障害者が、高齢者になって孤立して引きこもってしまわないように、一生涯を通じて不安に陥らないようなシステムがあればと思います。

素案にも、「障害の有無や年齢に関係なく」と書かれていますが、それを

フォローするのは、地域福祉でしかないと思います。そのための地域包括支援センターですが、まだまだそこまでは行き届いていないようです。ご近所、地域で助け合えるようなシステムを考えていかなければいけないのかなと思います。

委員

素案に「県内のすべての市町村社会福祉協議会で、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金等書類の保管等を援助する日常生活自立支援事業を実施しています。」とありますが、この表現だと、「日常生活自立支援事業」ではなく「福祉サービス利用援助事業」という表現が正しいと思います。「日常生活自立支援事業」というのは、国庫補助事業で、従事者の養成とか、もっと内容の広い事業となります。福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等は、「福祉サービス利用援助事業」になります。

同じく「さらに当該制度の周知を図るとともに、利用者の状態の変化に応じて」とありますが、この事業は、判断能力が不十分な方のお財布を預かるということが、かなりのウェイトを占めており、特に最近では、精神障害の方の利用が増え、最初は納得して契約していただいても、「社会福祉協議会にお金を取られた」と言われたり、様々な難しい問題を抱えながらこの事業に取り組んでいます。この事業のキーになるのは、ここに関わる人が得られるかどうかなので、周知を図っていただくだけではこの事業は支えきれません。この事業を支える体制の整備ということを切に期待します。また、この事業は、第二種社会福祉事業に位置づけられており、市町村社会福祉協議会だけが行う事業ではないので、「社会福祉協議会の仕事」と決めつけず、住民に身近な市町村でも支えてもらえるよう希望します。

委員

民生委員活動において、生活困窮者に関しては、年金の受給額が少額又は無年金で、家賃の支払いもできないというケースが、結構あります。内縁関係だった方が別れて、住むところもなくなり、民生委員や関係者が、住む家を探しまわるといったような場合もあります。

また、矯正施設退所者については、住む場所や仕事を探すところから始まりますが、受け入れてもらえる仕事先がなかなかない等、課題があると感じています。

委員

みなさんの意見を踏まえた素案となっていますが、これをどう活かしていくかということが問題だと思います。いろんな制度ができて、なかなか伝わらないし、利用していかないものです。

素案に、「利用者が福祉施設を選択する際の目安にできるよう、福祉サービス事業者に対して、評価の結果を公表することを促進する」とありますが、先日、NHKでも高齢者の問題を取り上げており、制度を利用する方よりも、制度を利用させる側の説明のあり方が重要だと感じました。和歌山県でも施設が増える中で、みんなが正しく施設を利用していけることを願っています。

少子高齢化という表現が、かなりよく出てきています。社会でも、高齢化社会と言われていますが、現実には、すでに超高齢社会になっています。高齢化が進んでいくという表現は、間違いではないと思いますが、超高齢社会の中で、地域の問題や過疎地の問題をどう乗り切っていくのかということがもう少しあれば、さらにいいのではないかと思います。

前回、前々回の計画では、例えば、市町村の地域福祉計画策定数等、数値目標があったかと思うのですが、数値目標の設定が可能であれば、県の地域福祉推進計画としては、意味があることではないかと思います。

介護保険制度の見直しについては、実際のところ、その受け皿は、すべて市町村へ行くことになっていますから、市町村での課題が山積みされるわけです。地域で暮らしていて、介護保険の要支援1、2が介護予防から外れた場合、どういう受け皿でやっていただけるのか、不安な部分があると思います。

また、県の人口が98万人と減ってきており、さらに問題なのは、15歳以上の生産者年齢人口がここ数年で約23%、522万人が減ってきています。都市部ではコンビニ等のアルバイトが時給1500円でも人が集まらない状況ですが、これが、医療・介護の分野になると大変なことになると言われています。だからと言って、その代替をNPOやボランティアに全てお願いするわけにはいかないだろうし、人材不足は、突きつけられた課題と思います。2020年、ちょうどこの計画の最後の年辺りで、高齢化率が直近のピークになると言われておりますので、そのようなことを踏まえて、具体的なモデル事業や数値目標等ができればいいのかなと思います。

障害者サービスと高齢者サービスのギャップがあり、その相談窓口を整えてほしいというご意見がありました。障害者サービスも市町村によってかなり温度差があるというのが現状だと思います。相談体制を整備して、きちんとサービスに繋がっているところはいいですが、相談しても、門前払いされたり、たらい回しにされるということがあります。そこは、県が体制を構築するというのではなく、相談支援事業所の体制も含めて市町村に委ねられているところです。全国で、障害のある方でサービス希望する方のプランを作成する体制は、まだ60%弱くらいしかできていません。来年4月1日から、サービスを利用するためには、まずそのプランを立てないといけない、というような厚生労働省の流れにはなっていますが、相談支援事業所が満杯状態です。新たに相談支援事業所になろうとするところも非常に少ないので、現在サービスを受けているすべての障害のある方のプランを来年4月1日に作成するのは、到底無理な状況だと思います。まだ、詳細については、国から示されていませんが、介護保険のようにモニタリングを毎月するシステムになっていないから、相談支援事業所が成り立っていないというのが現状で、結果として一番迷惑を被るのが障害のある当事者の方です。

事務局では、地域福祉推進計画のモデル事業立ち上げのこともいいです

が、補助金等も含め、市町村の取り組みを後押しをする制度や仕組みはありませんか。

事務局 新たな事業というのは、把握していません。

橋爪委員 モデル事業の立ち上げのときは、補助金をくれるが、それが浸透してきたら削られるんです。結局、人件費を市町村で持たなくてはならなくなります。そこを考えて、継続して運営していけるような予算を考えていただければと思います。

会 長 子育ての関係の補助事業等はどうですか。

事務局 子育ての関係となると子ども未来課になり、福祉保健総務課では、今、お話できるようなことは把握していません。

会 長 そこは、情報として把握しておいてください。

事務局 先ほど、ご意見ありました市町村の地域福祉計画ですが、実際に地域福祉に取り組むのは、地域住民に密接な市町村ということになりますので、地域福祉計画の策定は、大変重要であると考えています。本来であれば、現段階で全ての市町村で策定されている、というのが、国・県のねらいではありません。実際、それができていないのは、県と市町村の関係が同列となっており、指導ではなく、あくまで助言という形に留まっていることや、財政的な支援をしていないことがあると思いますが、今後、市町村を回り、計画を策定していないところについては、少なくとも、いつ策定するかというところまで示してもらおうよう働きかけます。

また、関係課が実施している個々の施策の質問等については、言っていただければ、関係課と調整して委員のみなさんにお伝えするようにします。

委 員 紀美野町では山間部に位置し、ほとんどが 65 歳以上という地域もあります。地域福祉の考え方について、県と市町村、社会福祉協議会の役割の違い等を説明してもらいたいと思います。

素案の「(2) 福祉活動の中核となる担い手の育成」については、具体的な事業があるのですか。

子育て支援については、紀美野町は、先日の新聞報道によれば、消滅する市町村の県下で第 2 位となっており、もっと積極的に県が取り組んでほしいと思います。

先ほど、ご意見があった障害者制度から高齢者制度への移行については、うちの町では、地域包括支援センターで、あらゆる相談の窓口を一本化して対応しています。総合相談窓口の設置等について、県から市町村へ働きかけ

てはどうかと思います。

事務局 素案の福祉活動の中核となる担い手の育成については、今年度から長寿社会課の新規事業「シニアのちから活用推進事業」として、高齢者が持つ知識や技能、生活の知恵等の得意分野を活かして有償ボランティアに登録していただき、その技能等を地域のリーダーやスタッフとして活躍してもらうということを実施しています。また、地域での需要を吸い上げ、登録したボランティアとマッチングさせる役割を県社会福祉協議会が担っており、3年かけて、その拠点を市町村にも広めていく予定としています。

会 長 地域福祉推進に関して、県民、NPO や地域の組織団体のアイデアを募集したりということはこれまで実施していないのですか。

事務局 県の施策を実施している各課では、地域の取り組み状況を他の地域へ紹介することは実施していると思いますが、地域福祉推進計画において県民から意見を聞くのは、案を確定してから行うパブリックコメントの募集になると思います。

委 員 先ほど私が言ったモデル事業の実施というのは、アイデアを出し合う、ということ。地域福祉は、イメージが湧きにくいので、補助金も意味のある事だとは思いますが、アイデアを募集して表彰するという事など、お金をかけずにできることがあると思います。

また、実際に取り組む際は、コーディネーターが必要となるとと思いますが、今、子育てや高齢者、障害者、災害等の取り組みをどこが中心となってだれが主導するかということになると、民生委員さんにしわ寄せが来るとは思います。果たしてそれができるのか。できないとなると、実際に現場で動ける人や体制をつくっておかないと思います。

会 長 区長さんがしっかりしている地域もあれば、いろいろだと思いますが、その辺は考えておかないといけないと思います。

委 員 素案の「子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、・・・」というところですが、育児世代というと転勤族もいますし、地域に1～2年だけ居ることが非常に多いです。移動しながら子どもたちが成長していく中で、この通過点での支援がどうしても薄くなっていると思います。この審議会の委員ももっと若い世代の方にも参加してもらって、声を上げてもらうことが大事かなと思います。民生委員の活動においても、子育て世代への関わりは難しくなっています。離婚・再婚が繰り返されるケースもあるし、専門性も必要ですし、昼間は家にいない。未来に向けて、育児へ意識をもっと向けていただけたらと思います。

委員 「行政だけで」とか、「社会福祉協議会だけで」とか、「民間だけで」というのではなく、できるだけ重なり合って取り組むことが大事だと思います。

虐待の死亡事例などもそうですが、ついつい問題解決する時には、どっかへ任せてしまうということがあります。必ず役割分担をしながら、並行してお互いが問題意識をもつことが必要だと思います。

会長 貴重な意見をいただきました。次回の会議に向けて、事務局で整理をしていただきたいと思います。